

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

1 譲受人等の承諾

一 自動車を譲渡する者は、譲渡証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ譲受人の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととともに、譲受人から承諾しない旨の申し出があったときは、再び承諾を得ない限り当該提供をすることができないこととする。

(第三条関係)

二 自動車の型式の指定の申請をした者は、完成検査終了証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ譲受人の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととともに、譲受人から承諾しない旨の申し出があったときは、再び承諾を得ない限り当該提供をすることができないこととする。

(第九条関係)

三 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証又は限定保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処

理機関に提供しようとするときは、あらかじめ依頼者の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬこととする。依頼者から承諾しない旨の申し出があったときは、再び承諾を得ない限り当該提供をすることができないこととする。

(第十条関係)

2 継続検査における自動車税等の納付の有無の事実の確認は、電磁的方法又はこれに準ずる方法により行うこととする。

(第十二条関係)

第二 道路運送車両法関係手数料令の一部改正

新規検査又は継続検査の申請において、完成検査終了証、保安基準適合証又は限定保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことを申請書に記載することをもって各書面の提出に代える場合の手数料の額は、各書面が提出された場合と同額とすることとする。

(表第十号及び第十一号関係)

第三 自動車登録令の一部改正

1 自動車登録ファイルにする登録等の事務処理のための電子情報処理組織への入力はOCRを用い又は電気通信回線を通じて行うこととする。

(第七条第二項関係)

2 電子情報処理組織を使用して登録の申請をする場合は、出頭して申請することを要しないこととする。
こと。
(第十条及び第二十一条第一項第三号関係)

3 登録の申請をする者は、譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことを申請書に記載することをもって譲渡証明書の提出に代えることができるとし、国土交通大臣は登録情報処理機関に必要な事項を照会することとする。
(第十四条第三項及び第四項関係)

4 申請書に添付する印鑑に関する証明書は、作成の日から三月以内のものでなければならぬこととする。
(第十六条第一項及び第三項関係)

第四 自動車損害賠償保障法施行令の一部改正
自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供するときは、あらかじめ、保険会社に対して書面又は電磁的方法により委託しなければならないこととする。
(第一条関係)

第五 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正
自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署

長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信すること
によつて行われるものとする。こと。
(第二条第二項関係)

第六 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正

預託証明書に相当する通知は、当該自動車に係る再資源化預託金等が預託されていることを証明する旨
の通知であつて、資金管理法人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて登録情報処理機関の使
用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。こと。
(第八条の二関係)

第七 附則関係

1 施行期日

この政令は、平成十七年十二月二十六日から施行することとする。こと。
(附則第一条関係)

2 改正法の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。こと。(附則第二条及び第三条関係)